

# JIS

ゴム—熱重量測定による加硫ゴム及び未加硫ゴム組成の求め方（定量）—第1部：ブタジエンゴム，エチレンプロピレンゴム及びターポリマー，ブチルゴム，イソプレンゴム，スチレンブタジエンゴム

JIS K 6226-1 : 2003

(JRMA/JSA)

(2007 確認)

平成 15 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学
(委員)	大 久 泰 照	昭和シェル石油株式会社
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	木 原 幸 弘	社団法人日本化学工業協会
	桐 村 勝 也	社団法人日本塗料工業会
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	古 川 哲 夫	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁 宏	財団法人バイオインダストリー協会 日本プラスチック工業連盟

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.3.20 改正：平成 15.5.20

官 報 公 示：平成 15.5.20

原 案 作 成 者：日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1 丁目 5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本ゴム工業会 (JRMA)／財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって **JIS K 6226-1:1998** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 9924-1:2000**, Rubber and rubber products – Determination of the composition of vulcanizates and uncured compounds by thermogravimetry – Part 1: Butadiene, ethylene-propylene copolymer and terpolymer, isobutene-isoprene, isoprene and styrene-butadiene rubbers を基礎として用いた。

**JIS K 6226-1** には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) 精度

附属書 2 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

**JIS K 6226** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS K 6226-1** 第 1 部：ブタジエンゴム，エチレンプロピレンゴム及びターポリマー，ブチルゴム，イソpreneゴム，スチレンブタジエンゴム

**JIS K 6226-2** 第 2 部：アクリロニトリルブタジエンゴム (NBR, XNBR, HNBR) 及びハロゲン化ブチルゴム

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用規格 .....	2
3. 原理 .....	2
4. 試薬 .....	3
4.1 乾燥窒素 .....	3
4.2 乾燥空気又は乾燥酸素 .....	3
5. 試験装置 .....	3
5.1 熱重量測定装置 .....	3
5.2 化学天びん .....	3
6. 熱重量測定装置の検査 .....	3
6.1 パージ時間 $t_p$ の測定 .....	3
6.2 カーボンブラック及び炭酸カルシウムの識別 .....	4
7. 手順 .....	5
7.1 前操作 .....	5
7.2 標準的な測定方法 .....	5
8. 試験結果の表示 .....	6
8.1 質量を mg で表示する装置の場合 .....	6
8.2 最初の読みを 100 % に調整できる装置の場合 .....	6
8.3 全重合体分 .....	7
9. 試験報告書 .....	7
附属書 1 (参考) 精度 .....	8
附属書 2 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表 .....	9
解 説 .....	12

# ゴム—熱重量測定による加硫ゴム及び未加硫ゴム組成の求め方（定量）—第1部：ブタジエンゴム，エチレンプロピレンゴム及びターポリマー，ブチルゴム，イソプレンゴム，スチレンブタジエンゴム

Rubber and rubber products—Determination of the composition of vulcanizates and uncured compounds by thermogravimetry—  
Part 1: Butadiene, ethylene-propylene copolymer and terpolymer, isobutene-isoprene, isoprene and styrene-butadiene rubbers

**序文** この規格は、2000年に第2版として発行された **ISO 9924-1**, Rubber and rubber products – Determination of the composition of vulcanizates and uncured compounds by thermogravimetry – Part 1: Butadiene, ethylene-propylene copolymer and terpolymer, isobutene-isoprene, isoprene and styrene-butadiene rubbers を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 2**（参考）に示す。

**警告** この規格の利用者は、通常の試験室での作業に精通しているものとする。この規格は、その使用に関連して起こるすべての安全上の問題を取り扱うものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対して適切な措置を取らなければならない。

## 1. 適用範囲

**1.1** この規格は、加硫ゴム及び未加硫ゴム中の全有機成分、カーボンブラック及び灰分の定量に用いる熱重量測定法について規定する。

なお、300 °C付近までの質量減少量は、配合物の揮発分量を表すおおまかな指標となる。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

**ISO 9924-1:2000**, Rubber and rubber products—Determination of the composition of vulcanizates and uncured compounds by thermogravimetry—Part 1: Butadiene, ethylene-propylene copolymer and terpolymer, isobutene-isoprene, isoprene and styrene-butadiene rubbers (MOD)

**参考** 精度について附属書 1（参考）に示す。原国際規格の制定時、我が国は精度測定に参加していないため、参考として記載した。